

静岡県事業評価監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部及び企業局（以下「県」という。）が実施する公共事業の事業評価における客観性及び透明性を確保するため、静岡県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県が実施する公共事業の事業評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して県が作成した対応方針(案)について審議を行い、知事に対して意見の具申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長の任期は、委員の任期とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(関連事業の審議)

第7条 県以外の事業主体が実施する事業が、県が実施する事業と密接に関連し、一連の事業として共同で事業評価を実施することが合理的な場合には、県以外の事業主体が実施する事業評価についても審議することができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交通基盤部政策監付において処理し、くらし・環境部政策監付、経済産業部水産振興課及び企業局経営課がこれに協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年 3月22日から施行する。

(静岡県事業評価監視委員会設置要領の廃止)

2 静岡県事業評価監視委員会設置要領(平成10年10月21日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

静岡県事業評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱第9条の規定に基づき、静岡県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が非公開が適当であると判断した場合はこの限りでない。

2 公開の方法等については、情報提供の推進に関する要綱（平成15年3月14日付け私情第23号総務部長通知）に基づき行うものとする。

3 傍聴定員は10人以内とする。ただし、委員長が認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第3条 議長は、議事を整理する。

2 議長は、議場の秩序を保持し、必要があると認めるときには、秩序を乱した者を退場させることができる。

(議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1人が署名するものとする。

2 議事録は、審議内容に係る会議資料と併せて公開するものとする。ただし、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）第7条各号に該当する情報についてはこの限りでない。

(町事業の審議)

第5条 委員会は、町長から依頼があった場合は、町が実施する交通基盤部及びくらし・環境部が関連する事業（静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領第2の1に規定する対象事業等を除く。）の再評価に関し、審議できるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年6月6日から施行する。

(静岡県事業評価監視委員会運営細目の廃止)

2 静岡県事業評価監視委員会運営細目（平成10年11月6日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県事業評価監視委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻 15 分前までに、受付で氏名、住所を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 2 の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 23 日から施行する。

第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局、くらし・環境部建築住宅局並びに文化・観光部空港振興局が所管する公共事業(静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領第2の1に規定する対象事業等を除く)(以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。)の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。

再評価は、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業で県が施行する事業のうち、維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除いた次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)とする。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、「未着工の事業」とは別紙のとおりとする。
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業(一部供用中の事業を含む。)
- (3) 準備・計画段階で5年間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。
高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)
実施計画調査費を予算化したダム事業
なお、「準備・計画段階」とは、 に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、 に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とする。
- (4) 再評価実施後5年間(下水道事業については10年間)が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業
なお、事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画の中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第3 再評価の実施時期

再評価の実施時期は以下のとおりとする。

- (1) 第2の(1)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (2) 第2の(2)に該当する事業にあっては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- (3) 第2の(3)に該当する事業にあっては、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
- (4) 第2の(4)に該当する事業にあっては、再評価実施時から5年間（下水道事業については10年間）経過後の年度末までに実施する。

第4 再評価の実施

(1) 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

事業の必要性等に関する視点

ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化

イ 事業の投資効果

ウ 事業の進捗状況

事業の進捗の見込みの視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

(2) 対応方針（案）決定の考え方

(1)の の視点による再評価及び の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、 の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

(1)の の視点による再評価又は の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、 の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって(1)の の視点による再評価及び の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

(1)の の視点による再評価又は の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、 の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

(3) 事業評価審査会の設置

再評価の実施に当たり、交通基盤部、くらし・環境部及び文化・観光部にそれぞれ部長を会長とする事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した再評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

第5 対応方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価

監視委員会の意見を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

第6 再評価結果等の公表

再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。

第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要綱の細目を定めるものとする。

第8 経過措置

再評価の実施については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 平成22年度に、第2(2)に該当する事業及び第2(2)に規定する期間を超過する事業については、平成23年度末までを目途に再評価を実施し、再評価の結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別紙

「事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業」の定義

| 事業名 | 未着工の定義 |
|---------------------|--|
| 河川事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| ダム事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 砂防・地すべり対策・急斜地崩壊対策事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 海岸事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 道路、街路事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 土地区画整理事業 | 用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手。 |
| 市街地再開発事業 | 権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手。 |
| 港湾整備事業 | 工事に未着手。 |
| 空港整備事業 | 設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手 |
| 公営住宅整備事業等 | 工事に未着手。 |
| 住宅市街地基盤整備事業 | 道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業の準じて設定。 |
| 住宅市街地総合整備事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 下水道事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |
| 都市公園等事業 | 用地買収手続、工事ともに未着手。 |

| 番号 | 平成 年度公共事業再評価調書 | | | | | 担当室名 |
|--------------------------------------|--|-------------------------------------|-------|---------------|--------|------|
| 事業名 | | | | 事業主体 | 静岡県 | |
| 箇所名 | | | | 関係市町村 | | |
| 事業採択年度 | 平成 年度 | 計画期間 | | 平成 年度 ~ 平成 年度 | | |
| 用地着手年度 | 平成 年度 | 工事着手年度 | 平成 年度 | | | |
| 再評価理由 | | | | | | |
| 全体事業費 | 百万円 | 投資状況 (百万円) | ~H 年度 | H 年度 | H 年度見込 | 計 |
| 事業概要 | (1)事業目的 (2)事業内容 | | | | | |
| 【視点1】 事業の 必要性 | (1)事業を巡る社会情勢等の変化 (2)事業の投資効果 (3)事業の進捗状況 | | | | | |
| | 評価 | 継続が妥当 ・ 視点3による見直し後継続が妥当 ・ 継続は妥当ではない | | | | |
| 【視点2】 今後の 事業の進捗 の見込み | | | | | | |
| | 評価 | 継続が妥当 ・ 視点3による見直し後継続が妥当 ・ 継続は妥当ではない | | | | |
| 【視点3】 新たなコスト 削減・代替案立案 等の可能性 | | | | | | |
| 対応方針案 | (1)対応方針案 本事業を(継続 ・ 中止)する。 (2)理由 | | | | | |

「再評価理由」は、静岡県交通基盤部、くらし・環境部、文化・観光部所管公共事業再評価実施要綱第2に規定する区分に従って記載する。

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領

第1 趣旨

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効果的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（以下「再評価」という。）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を行うこととする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価の対象となる事業（以下「対象事業等」という。）は、県が行う次に掲げる事業とする。

(1) 農業農村整備事業

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定される土地改良事業（維持管理事業を除く。）

イ 実施要綱、要領及び補助金交付要綱で定めた農業農村整備事業

ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号のイに基づき農林水産大臣が主務大臣となって行う同法第2条第4項に規定する地すべり防止工事

(2) 森林整備保全事業

ア 治山事業にあつては、森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業（全体計画を単位とする。）

イ 林道事業にあつては、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通達）、森林居住環境整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整第883号農林水産事務次官依命通達）、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業国庫補助要領（昭和41年8月6日付け林野道第606号林野庁長官通達）に定める林道整備

ウ 地すべり等防止事業にあつては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業（全体計画を単位とする。）

(3) 草地開発整備事業等

ア 農用地開発事業実施要綱（17農振第1934号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

イ 畜産基盤再編総合整備事業実施要綱（14生畜第8102号平成15年4月1日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

ウ 畜産環境総合整備事業実施要綱（17生畜第3033号平成18年3月31日最終改正、農林水産事務次官通達）に基づく事業

(4) 水産関係公共事業

ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に定める漁港漁場整備事業

- イ 水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号、農林水産事務次官通達）第2に定める事業
 - ウ 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱（昭和32年7月4日付け32水生第3683号農林事務次官依命通達）第2に定める海岸保全施設整備事業及び海岸環境整備事業
- 2 再評価は次に掲げる年度において行うものとする。ただし、当該年度内に対象事業等が完了する場合は、再評価は行わないものとする。
- (1) 農業農村整備事業
 - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
 - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直前に再評価を実施した年度から5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (2) 森林整備保全事業
 - ア 原則として、事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
 - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直前に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により、見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (3) 草地開発整備事業等
 - ア 原則として、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度
 - イ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直前に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、畜産情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。
 - (4) 水産関係公共事業
 - ア 事業採択から未了のまま10年を経過した時点の属する年度
 - イ 事業採択から未了のまま10年を超えて継続する場合、直前に再評価を実施した年度から起算して5年ごと
 - ウ ア及びイのほか、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適切な時期に再評価を実施するものとする。

第3 関係出先機関における基礎資料の作成

対象事業等を執行する関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする再評価のための基礎資料を作成し、各部長に提出するものとする。

- 1 農業農村整備事業
 - (1) 事業の進捗状況

- (2) 受益農家、関係機関の意向
 - (3) 関連事業の進捗状況
 - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 事業の施行に係る地域
 - イ 主要工事計画
 - ウ 事業費
 - (5) 社会経済情勢の変化
 - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
 - (7) 事業コスト縮減や代替案の可能性
- 2 森林整備保全事業
- (1) 事業の進捗状況
 - ア 全体計画に対する事業の進捗内容
 - イ 次年度以降の計画内容
 - ウ 事業実行上の問題点
 - (2) 関連公共施設等の整備状況
 - (3) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
 - (4) 森林・林業情勢及び社会経済情勢
 - ア 治山事業にあっては以下に掲げるものとする。
 - (ア) 保全対象等の動向
 - (イ) 事業対象地における荒廃地等の状況
 - (ウ) 事業対象地に近接した地区の新たな荒廃地等の発生状況
 - イ 林道事業にあっては以下に掲げるものとする。
 - (ア) 当該林道を利用する森林の区域・面積
 - (イ) 利用区域内の森林資源
 - (ウ) 採択要件である林業効果指数
 - (5) 地元（地方公共団体等）の意向
 - (6) 事業コスト縮減の可能性
 - (7) 代替案の可能性
- 3 草地開発整備事業等
- (1) 事業の進捗状況
 - (2) 受益農家、関係機関の意向
 - (3) 関連事業の進捗状況
 - (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 事業の施行に係る地域
 - イ 主要工事計画
 - ウ 事業費
 - (5) 社会経済情勢の変化
 - (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化

4 水産関係公共事業

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 漁業情勢及び漁港施設、海岸保全施設の利用状況と将来見通し
- (3) 関連事業の進捗状況
- (4) 事業計画の次に掲げる重要な部分の変更の必要性の有無
 - ア 主要工事計画
 - イ 事業費
- (5) 社会経済情勢の変化
- (6) 費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- (7) 事業コスト縮減や代替案の可能性
- (8) 地元の意向

第4 事業評価審査会の設置

知事は、対象事業等の再評価を行うため、各部において関係各局長等をもって構成する「静岡県経済産業部事業評価審査会」及び「静岡県交通基盤部事業評価審査会」(以下「事業評価審査会」という。)を設置するものとする。

第5 再評価の実施

- 1 事業評価審査会は、基礎資料を基に、対象事業等の継続、事業計画の変更、対象事業等の休止又は中止、関係機関への要請その他対象事業等の効率的な実施のために執るべき措置等に関し、関係機関から意見を聴取した上で、別紙の再評価の視点と対応方針(案)決定の考え方により、再評価を行うものとする。
- 2 事業評価審査会は、静岡県事業評価監視委員会の意見を付して、知事へ対応方針(案)を報告するものとする。
- 3 知事は、監視委員会の意見を尊重し、翌年度以降の対象事業等の対応方針等を決定し、林野庁長官、水産庁長官及び関東農政局長に報告するものとする。

第6 再評価結果及び対応方針等の公表等

- 1 知事は、毎年度、対象事業等の一覧、それぞれについての再評価結果及び結果に至った理由、対応方針等を公表するものとする。
- 2 また、再評価結果及び対応方針については、知事から関係機関に周知するものとする。

第7 委任

事業評価審査会の事務その他必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

本要領は、平成11年1月6日から施行する。

附 則

本要領は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(別紙)

再評価の視点と対応方針(案)決定の考え方

第1 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- 1 事業の必要性等に関する視点
 - (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - (2) 事業の投資効果
 - (3) 事業の進捗状況
- 2 事業の進捗の見込みの視点
- 3 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

第2 対応方針(案)決定の考え方

- 1 第1の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、3の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- 2 第1の1視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって第1の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- 3 第1の1の視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を休止又は中止するものとする。(ただし、農業農村整備事業は、中止のみとする。)

第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局、くらし・環境部建築住宅局並びに文化・観光部空港振興局が所管する公共事業(静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領第2に規定する対象事業を除く)(以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。)の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の当該事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

第2 対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業(維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。)のうち、次に掲げる事業(以下「対象事業」という。)とする。

(1) 事業完了後5年以内の事業のうち、知事が規模及び特性を考慮して選定した事業

なお、「事業完了」とは、別表のとおりとする。

(2) 審議結果(第5に定める審議結果をいう。以下同じ。)を踏まえ、知事が改めて事後評価を行う必要があると判断した次に掲げる事業

効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できる事業

改善措置が必要であり、その改善措置を講じた事業

その他事後評価が必要と判断した事業

第3 実施の時期

(1) 第2の(1)の事業にあつては、事後評価の対象となった年の年度末までに実施する。

(2) 第2の(2)の事業にあつては、効果の発現等を踏まえ、知事が実施時期を決めるものとする。

第4 事後評価の実施

(1) 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、それぞれの視点において、事業の種別ごとにその特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業の効果の発現状況

事業実施による環境の変化

社会経済情勢の変化

今後の事後評価の必要性

改善措置の必要性

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、交通基盤部、くらし・環境部及び文化・観光部にそれぞれ部長を会長とする事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

第5 方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

第6 事後評価結果等の公表

(1) 事後評価の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。

(2) 審議結果を踏まえた改善措置を講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき事業種別ごとに事後評価についての実施細目を定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、静岡県土木部・都市住宅部所管公共事業事後評価試行要領（平成13年7月10日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業種別ごとの事業完了の定義

| 所管事業名 | 事業完了の定義 |
|---------------------------------|--|
| 都市公園等事業 | 原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点 |
| 土地区画整理事業 | 原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点 |
| 下水道事業 | 原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点 |
| 市街地再開発事業 | 全ての工事が完了し、清算が行われた時点 |
| 河川事業 | 原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点 |
| ダム事業 | 原則として建設事業が完了した時点 |
| 砂防事業 | 全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点 |
| 海岸事業 | 背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点 |
| 地すべり対策事業 | 地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点 |
| 急傾斜地崩壊対策事業 | 急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点 |
| 道路・街路事業 | 原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点 |
| 公営住宅整備事業等 | 原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点 |
| 住宅地区改良事業等 | 原則として国庫補助事業が完了した時点 |
| 住宅市街地基盤整備事業(旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業) | 原則として国庫補助事業が完了した時点 |
| 住宅市街地総合整備事業(旧住宅市街地整備総合支援事業) | 原則として国庫補助事業が完了した時点 |
| 住宅市街地総合整備事業(旧密集住宅市街地整備促進事業) | 原則として国庫補助事業が完了した時点 |
| 港湾整備事業 | 原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点 |
| 空港整備事業 | 原則として事業採択を行った箇所が全て供用を開始した時点 |

事業実施による環境の変化

事業を巡る社会経済情勢等の変化

対 応 方 針 （ 案 ）

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領

第1 目的

静岡県経済産業部及び交通基盤部が所管する農業農村整備事業、森林整備保全事業、草地開発整備事業等及び水産関係公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

第2 対象とする事業

対象とする事業は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業再評価実施要領」第2の1に掲げる事業のうち次に掲げる事業を対象とし、別に定める「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目」により実施するものとする。

(1) 事業完了後一定期間経過後の事後評価

ア 事業完了後一定期間が経過した事業

一定期間とは、事業完了後「概ね5年」とする。

イ 審議結果(第5に定める審議結果をいう。以下同じ。)を踏まえ、事後評価の対応方針を下記としたもの。

ア) 事業効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できるとした事業。

イ) 改善措置が必要であると判断し、その措置が講じられた事業。

(2) 実施時期を特定しない事後評価

自然災害の発生や環境への影響、社会経済情勢の変化等により、事業評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに実施するものとする。

第3 実施時期

(1) 第2の(1)アの事業にあつては、原則として、当該事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の翌年度末までに実施する。

(2) 第2の(1)イの事業にあつては、事後評価を実施した日から起算して5年を経過した日が属する年度末までに実施する。

第4 実施の手続

(1) 事後評価を実施する際の視点は以下のとおりとし、それぞれについて各事業ごとに適切な評価項目を設定するものとする。

ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

イ 事業効果の発現状況

ウ 事業により整備された施設の管理状況

エ 事業実施による環境の変化

オ 社会経済情勢等の変化

カ 今後の課題等

(2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、「静岡県経済産業部事業評価審査会設置要領」又は「静岡県交通基盤部事業評価審査会設置要領」に基づき設置される事業評価審査会において、事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

第5 方針の決定

知事は、『静岡県事業評価監視委員会設置要綱』に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

第6 事後評価結果等の公表

(1) 当該事業の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。

(2) 審議結果を踏まえた改善措置が講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、静岡県農業水産部・環境森林部公共事業事後評価試行要領（平成14年5月1日）は廃止する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領細目

第1 実施要領細目の位置付け

本実施要領細目は、「静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施する事後評価に際して必要となる基本事項を定めたものである。

第2 対象事業

「実施要領」第2(1)に定める事業は原則として下記のとおりとし、各部の事業評価審査会において実施地区を選定する。

(1) 農業農村整備事業

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

(2) 森林整備保全事業

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね5億円以上とする。

イ 林道事業は、新規開設事業に限定する。

(3) 草地開発整備事業等

事後評価の実施は、対象となる事業(別表による)のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、1事業あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

(4) 水産関係公共事業

事後評価の実施は、対象となる事業のうち、下記の点を目安に、事業の規模・特性等を考慮して、「再評価実施要領」第2の1の(4)に定める各項目あたり1地区以上を選定するものとする。

ア 事業の規模は、総事業費が概ね10億円以上とする。

第3 評価項目

対象事業等を執行した関係出先機関において、次に掲げる項目を内容とする事後評価のための基礎資料を作成し、担当部長に提出するものとする。

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

・事業受益地の土地利用状況の推移、農林水産物の価格変動状況、事業実施中のコスト削減対策等

(2) 事業効果の発現状況

・農林水産物の生産額の増大、農林水産物の生産性の向上や構造の改善、被害の軽減等、基本的な評価指標等

- ・事業完了後に確認された新たな効果や要因等
- (3) 事業により整備された施設の管理状況
 - ・施設の利活用及び施設の維持管理状況等
- (4) 事業実施による環境の変化
 - ・生産の環境、農山漁村の生活環境、自然環境の変化等
- (5) 社会経済情勢等の変化
 - ・地域社会の動向（産業別就業者人口の動向等）
 - ・地域経済の状況（産業算出額の動向等）等
- (6) 今後の課題等
 - ・改善措置等の必要性
 - ・更なる効果増進のための提案等

第4 事後評価の実施

(1) 事後評価の実施手続

- ア 効果の発現が概ね充分で、改善措置が必要ないと判断した場合は、必要な観測によるフォローアップを実施する。
- イ 効果の発現が充分でなく、今後、時間の経過により効果の発現が期待できると判断した場合は、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。
- ウ 効果の発現が充分でなく、改善措置が必要であると判断した場合は、その内容を検討し実施した上で、更に一定期間経過後（原則として5年後）に改めて事後評価を実施する。

(2) 事業の単位と一部供用開始事業の取扱い

ア 事業の単位

事後評価を実施する際の単位は、一貫した事業評価を実施する観点から、再評価を実施する単位を原則とするが、関連事業の実施状況等によっては、適切な単位を設定できるものとする。

イ 一部供用開始事業の取扱い

事業期間が相当長期にわたるもので、段階的に供用される事業については、再評価実施の際、既供用部分に係る事後評価の視点を盛り込んだ評価を行うことを検討する。

ウ 改善措置の検討の視点

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点から行うものとする。

附 則

- 1 本要領細目は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

事業区分

| 種 別 | 事 業 名 | |
|-----------|------------|----------------------|
| 農業農村整備事業 | 生産基盤整備事業 | かんがい排水事業 |
| | | 経営体育成基盤整備事業 |
| | | ほ場整備事業 |
| | | 土地改良総合整備事業 |
| | | 畑地帯総合整備事業 |
| | | 畑地帯開発整備事業 |
| | | 農道整備事業 |
| | 農村整備事業 | 農村総合整備事業 |
| | | 農村振興総合整備事業 |
| | | 田園整備事業 |
| | | 地域用水環境整備事業 |
| | | 中山間総合整備事業 |
| | 農地保全事業 | 農地防災事業 |
| | | 農地保全事業 |
| | | 農村環境保全対策事業 |
| | | 海岸保全施設整備事業（農地） |
| | | 海岸環境整備事業（農地） |
| | | 公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地） |
| 森林整備保全事業 | 治山事業 | |
| | 林道事業 | |
| | 地すべり等防止事業 | |
| 草地開発整備事業等 | 草地畜産基盤整備事業 | |
| | 畜産環境総合整備事業 | |